



とにかち広域消防事務組合消防告示第1号

とにかち広域消防事務組合火災予防条例（平成28年条例第8号）第90条第1項の規定により、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な影響を与えるおそれがあると認める催しを次のとおり指定する。

平成29年8月9日

とにかち広域消防局長 小田原 秀幸



1 催しの開催場所

十勝川河川敷（十勝大橋下流）

2 催しの名称

第67回勝毎花火大会

3 催しの開催期間

平成29年8月13日19時30分から21時まで

（順延の場合は、平成29年8月14日19時30分から21時まで又は平成29年8月17日19時30分から21時まで）